

大口町告示第77号

大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱を次のように定める。

平成30年7月2日

大口町長 鈴木雅博

大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症等により判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）の権利を擁護し、安定した日常生活の実現と福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、町長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）並びに成年後見制度の利用にかかる支援について必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 要支援者に対して町長が行う支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審判請求に関する支援
- (2) 審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）の支援
- (3) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の業務に対する報酬（以下「後見人等に対する報酬」という。）の支援

(審判請求の対象者)

第3条 審判請求の対象者（以下「対象者」という。）は、本町に居住する者であつて、老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により本町が措置を行うものとされている65歳以上のもの、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により大口町が保険者となっている被保険者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設入所障害者又は継続入所障害者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する要支援者であるものとする。

- (1) 審判の請求を自ら行うことが困難である者
- (2) 対象者の配偶者及び二親等内の親族（以下「配偶者等」という。）による保護及び審判の請求が見込まれない者
- (3) その他町長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、他の市町村において成年後見制度利用支援事業の対象となる者は本要綱の適用から除外する。

(審判請求の種類)

第4条 町長が行う審判請求の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

(審判請求の判断基準)

第5条 町長は、審判請求を行うに当たっては、対象者に関し、次に掲げる事項を総合的に考慮して必要性を判断する。

- (1) 事理を弁識する能力
- (2) 生活状況、健康状況又は資産状況
- (3) 配偶者等の存否並びに配偶者等による対象者の保護の可能性及び審判請求を行う意思の有無
- (4) 町又は関係機関の各種施策の活用による対象者に対する支援策の効果

(配偶者等への説明)

第6条 町長は、前条各号に掲げる事項を考慮した結果、審判請求を行う必要があると判断し、又は、対象者に配偶者等がいる場合は、当該配偶者等に審判請求の必要性を説明し、配偶者等による審判請求を促すものとする。

(配偶者等への情報提供)

第7条 町長は、配偶者等が審判請求を行う意思を有するときは、必要に応じ対象者に関する情報を当該配偶者等に提供することができる。

(審判請求の決定)

第8条 町長は、第5条各号に掲げる事項を考慮した結果、対象者に係る審判請求

を行う必要があると判断し、次の各号のいずれかに該当する場合は、審判請求を行うものとする。

(1) 対象者に配偶者等がないとき。

(2) 対象者の配偶者等が審判請求をしない旨を文書等で町長に申し入れる場合であって、第5条各号に掲げる事項を考慮した結果、町長が審判請求をする必要があると判断したとき。ただし、文書等による申し入れが困難であると認められる事由がある場合は、この限りではない。

(3) 対象者に配偶者等がいる場合で、対象者に対する当該配偶者等からの虐待の事実が確認され、町長が審判請求をする必要があると判断したとき。

2 町長は、対象者に緊急又はやむを得ない事情が生じ、速やかに審判請求をする必要があると判断したときは、前項各号の規定にかかわらず、審判請求を行うことができる。

(審判請求の要請)

第9条 次に掲げる者は、要支援者が審判請求を必要とする状態にあると判断したときは、町長に対し、審判請求支援要請書（様式第1）により、審判請求を要請することができる。

(1) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員

(2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の長

(3) 介護保険法第8条及び第115の45に規定する介護保険施設の長

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の長

(5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の長又は同条第2項に規定する診療所の長

(6) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の長

(7) 要支援者の親族以外の者で当該要支援者の日常生活の援助者（社会福祉法人等の職員を含む。）

(要請に対する回答)

第10条 町長は、前条各号に掲げる者から審判請求支援の要請があった場合は、速やかに当該要請に対する対応を決定し、審判請求支援要請回答書（様式第2）により、当該要請をした者に回答するものとする。

（審判請求の手續）

第11条 審判請求に係る申立書、添付書類、予納すべき費用等については、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによるものとする。

（審判請求費用の負担）

第12条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求の費用を負担するものとする。

2 町長は、審判請求の費用に関し、対象者又は当該関係者が負担すべきであると判断したときは、町が負担した審判請求費用の求償権を得るため、審判請求と同時に家事事件手続法第28条第2項の規定による手続費用の負担に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

3 町長は、前項の規定により求償権を得たときは、審判により選任された後見人等を通じ、対象者又は当該関係者に対して当該費用を求償するものとする。

（後見人等に対する報酬等の助成）

第13条 町長は、対象者に後見人等が付された場合において、後見人等を付された者（以下「被後見人等」という。）又は審判請求を行った者（以下「申立人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、申立人が負担した審判請求費用の全部又は一部について助成することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 尾張北部権利擁護支援センター適正運営委員会の設置に関する規定第1条の規定により設置された適正運営委員会の決定において特定非営利法人尾張北部権利擁護支援センター（以下「尾張北部権利擁護支援センター」という。）が後見人等となっている者であって、別表に規定する要件に該当しないもののうち、

必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると町長が認めるもの

(4) 別表に規定する要件に該当する者で、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ、制度の活用が困難であると町長が認めるもの

2 町長は、被後見人等が前項各号のいずれかに該当する場合には、被後見人等に対し、後見等の開始後に必要な後見人等に対する報酬等の全部又は一部について助成することができる。ただし、第15条に規定する助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合において、やむを得ないと認める事由により当該被後見人等の相続人及び相続財産管理人から後見人等に対する報酬等の全部又は一部を受領することができないときは、報酬を付与するとされた後見人等を助成の対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、後見人等が民法第725条に規定される被後見人等の親族である場合は、助成の対象としない。

(助成金の額)

第14条 前条の規定により町が助成することができる審判請求費用の額は、次の各号に掲げる費用のうち、対象者又は当該関係者が審判請求を行うに当たって負担した実費に相当する額とする。

- (1) 切手購入費用
- (2) 収入印紙購入費用
- (3) 診断書作成費用
- (4) 鑑定費用

2 前条第2項の規定により町が助成することができる後見人等に対する報酬等は、施設等入所者については月額18,000円を、在宅者については月額28,000円を限度とする。この場合において、家事事件手続法第124条第2項に基づく報酬付与の決定（以下「報酬付与の決定」という。）により、家庭裁判所が決定した後見人等に対する報酬等の額が助成の限度額に満たないときは、その額を助成金の額とする。

(助成金の申請)

第15条 第13条第1項の規定による助成を受けようとする者は、後見人等の選任の審判の確定日の翌日から起算して60日以内に、審判請求費用助成金交付申請書(様式第3)に必要な書類等を添えて町長に提出するものとする。

2 第13条第2項の規定による助成を受けようとする者は、家庭裁判所による報酬付与の決定があった日の翌日から起算して60日以内に後見等報酬助成金交付申請書(様式第4)に必要な書類等を添えて町長に提出するものとする。

(助成金の交付決定通知等)

第16条 町長は、前条の申請を受け付けたときは、速やかに当該要支援者の心身の状況、日常生活の状況及び資産の状況等を審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、成年後見制度利用支援事業助成金交付・不交付決定通知書(様式第5)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第17条 前条の規定による交付決定を受けた者は、交付決定通知書を受領後速やかに成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第6)により、助成金を町長に請求するものとする。

2 前条の規定による交付決定を受けた者の審判請求費用を、やむを得ない事由により尾張北部権利擁護支援センターが負担している場合には、前項の規定にかかわらず、尾張北部権利擁護支援センターが交付決定を受けた者に代わり、助成金の請求を行うことができるものとする。

(後見人等の報告義務)

第18条 後見人等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、成年後見制度利用支援事業利用者異動届(様式第7)に当該事実を確認できる書類を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 被後見人等又は後見人等の住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 被後見人等の生活状況又は資産状況に変化があったとき。
- (3) 被後見人等が死亡したとき。

- (4) 後見人等が民法第847条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 後見人等が辞任し、又は解任されることとなったとき。
- (6) 前3号に掲げるもののほか、被後見人等の後見、保佐又は補助（以下「被後見人等の成年後見等」という。）が終了したとき。

（助成の中止等）

第19条 被後見人等の成年後見等が終了したとき及び被後見人等が次の各号のいずれかに該当したときは、その事実の発生した日の翌日から受給資格は消滅するものとし、町長は、その旨を成年後見制度利用支援事業中止・変更通知書（様式第8）により、通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 第13条第1項各号に掲げる要件に該当しないと認めるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 後見開始等の審判が取り消されたとき。
- (5) その他町長が助成の必要がなくなつたと認めたとき。

2 町長は、被後見人等の資産状況又は生活状況が著しく変化したと認めるときは、助成額を変更することができる。

（助成金の返還等）

第20条 町長は、前条の決定をした場合において、当該部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他必要事項）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第13条関係）

次の全ての要件を満たす者

- (1) 町民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）の者
- (2) 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下の者
- (3) 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下の者
- (4) 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に利用しうる資産を所有していない者

※ 世帯員とは、同一敷地内に居住するなど生計を一にする者も含む

様式第1 (第9条関係)

審判請求支援要請書

年 月 日

大口町長 様

要請者 住所

氏名

印

大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定に基づき、下記の対象者について、審判請求の支援を要請します。

記

対象者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
対象者の心身の状況		
対象者の生活の状況		
その他親族、収入、 資産等の状況		

様式第2（第10条関係）

審判請求支援要請回答書

第 号
年 月 日

要請者 住所
氏名 様

大口町長



年 月 日付で要請のあったこのことについては、大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

対象者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
審判請求支援の適否	適 ・ 不適	
理由（不適の場合）		

様式第3（第15条関係）

審判請求費用助成金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

(申立人) 住 所
氏 名
電話番号

印

大口町成年後見制度利用支援事業による審判請求の助成を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

被後見人等	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
申請額	計 円	
	内 訳	切手購入費用 円
		収入印紙購入費用 円
		診断書作成費用 円
		鑑定費用 円
その他 円		
申請理由	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支接受給者 <input type="checkbox"/> その他町長が認める場合	
備 考		

添付書類

- 1 公的年金等の源泉徴収票、所得税の申告書の写し等収入状況が分かる書類
- 2 財産目録の写し等資産状況が分かる書類
- 3 後見等開始の審判を受けた事実が確認できる書類の写し
- 4 支出を証明する書類（領収書等）

様式第4（第15条関係）

後見等報酬助成金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

(後見人等) 住 所
氏 名
電話番号

印

大口町成年後見制度利用支援事業による後見等報酬の助成を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

被後見人等	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
後見決定の種類		後見 ・ 保佐 ・ 補助
申請額	円 (報酬付与期間 月 日～ 月 日)	
申請理由	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援受給者 <input type="checkbox"/> その他町長が認める場合	

添付書類

- 1 公的年金等の源泉徴収票、所得税の申告書の写し等収入状況が分かる書類
- 2 財産目録の写し等資産状況が分かる書類
- 3 後見等開始の審判を受けた事実が確認できる書類の写し
- 4 報酬付与決定通知書の写し
- 5 後見等事務報告書の写し

様式第5（第16条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付で申請のあった成年後見制度利用支援事業（審判請求費用・後見等報酬）助成金交付申請について、大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱第16条の規定により下記のとおり（交付・不交付）の決定をしたので、通知します。

交付対象	<input type="checkbox"/> 第13条第1項に規定する審判請求費用の助成 <input type="checkbox"/> 第13条第2項に規定する後見等報酬の助成
助成金額	円
不交付の場合 はその理由	
備考	

様式第6（第17条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

年 月 日

大口町長 様

（請求者）住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた助成金について、大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱第17条の規定により、下記のとおり請求します。

被後見人等	住 所			
	氏 名			
後見人等	住 所			
	氏 名			
請求額	_____ 円 ただし、 ・ 審判請求費用の助成 として ・ 後見報酬等の助成			
振込先 金融機関	金融機関 名		支店名	
	預金種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
備 考				

様式第7（第18条関係）

成年後見制度利用支援事業利用者異動届

年 月 日

大口町長 様

(後見人等) 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付で申請した内容について変更が生じたので、大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱第18条の規定に基づき届出します。

被後見人等	住 所	
	氏 名	
異動内容		
変更年月日	年 月 日	

様式第8（第19条関係）

成年後見制度利用支援事業中止・変更通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付 第 号で交付決定した成年後見制度利用支援事業（審判請求費用・後見等報酬）助成金について、大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱第19条の規定により、下記のとおり（中止・変更）の決定をしたので通知します。

交付内容	<input type="checkbox"/> 第13条第1項に規定する審判請求費用の助成 <input type="checkbox"/> 第13条第2項に規定する後見等報酬の助成
中止・変更する理由	
返還金額	円
返還期日	年 月 日
備考	